コワーキングスペース/ビジネスサポートファクトリー　会員規約

コワーキングスペース/ビジネスサポートファクトリー会員規約（以下、「本規約」）は、港区立産業振興センター条例に基づき、港区立産業振興センター（以下、「産業振興センター」）内に設置するコワーキングスペース/ビジネスサポートファクトリー（以下、「本施設」）について、一定の手続きを経て承認を得た会員（以下、「本会員」）が利用するに際し、本会員に対して適用されます。

（本会員の定義）
第 1 条
本会員とは、以下のいずれかの条件を満たす組織あるいは個人を指します。

① 法人会員（登記あり）
港区立産業振興センターで登記し、定期的に利用する法人を指します。

② 法人会員（登記なし）
港区立産業振興センターで登記をせず、定期的に利用する法人、あるいは区民かつ個人事業主を指します。

③ 個人会員（定期会員）
個人で定期的に利用する会員を指します。

④ 個人会員（非定期会員）
時間あるいは 1 日単位で利用する会員を指します。

いずれも 15 歳以上かつ高校生以上とします。

（利用許諾）
第 2 条
産業振興センターは、以下のとおり本会員に対し本施設の利用を認め、本会員は、本施設の利用にあたって本規約で定めるところを遵守することとします。本会員は、本施設を各会員プランで認められた範囲内で利用することができます。

（入会手続き・利用承認）
第 3 条
１．入会手続きの完了をもって、本会員と産業振興センターとの間に本規約その他の定めに基づく本施設の利用に関する会員契約が成立するものとします。
２．入会手続きは、利用希望者が会員登録申請書に必要事項を記入の上、本人確認書類として所定の添付書類を持参の上、産業振興センターの受付へ提出します。本人確認等センター所定の手続きおよび利用承認を経た後に、コワーキングスペース/ビジネスサポートファクトリー会員登録証（以下「会員登録証」という。）を発行し、入会手続きが完了いたします。
所定の添付書類は下記の通りです。

（必要書類）

・申込者の本人確認書類

－１点の提示でよいもの（現住所、顔写真、氏名が載っているもの）

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真付き）など官公署発行の顔写真付資格証明書、マイナンバーカード（表面）等

－２点以上の提示が必要なもの（次の 1．から２点、または 1．と 2．から１点ずつ、氏名と現住所が確認できるもの）

①健康保険証、介護保険証、年金手帳、住民基本台帳カード（写真なし）など官公署発行の顔写真のない資格証明書等

②学生証、社員証等法人が発行した身分証明書等

３．定期利用を希望する申込については、利用月の 2 月前の 1 日から利用開始日までに、定期利用申請書および所定の必要書類を提出し、承認を受ける必要があります。利用希望者および産業振興センターのスタッフとの面談を行うことがあります。定期利用の利用期間は、利用日から利用終了月の月末までの月を単位とした連続した期間とし、利用開始日の属する月を含み 12 月を限度とします。

（必要書類）　※法人の場合

・履歴事項全部証明書（3か月以内に発行のもの。コピー可）

・申込者の本人確認書類

－１点の提示でよいもの（現住所、顔写真、氏名が載っているもの）

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真付き）など官公署発行の顔写真付資格証明書、マイナンバーカード（表面）等

－２点以上の提示が必要なもの（次の 1．から２点、または 1．と 2．から１点ずつ、氏名と現住所が確認できるもの）

①健康保険証、介護保険証、年金手帳、住民基本台帳カード（写真なし）など官公署発行の顔写真のない資格証明書等

②学生証、社員証等法人が発行した身分証明書等

（必要書類）　※区民であり、かつ個人事業主の場合

・特別区民税・都民税事業所課税納税証明書（最新のもの）

・申込者の本人確認書類

－１点の提示でよいもの（現住所、顔写真、氏名が載っているもの）

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真付き）など官公署発行の顔写真付資格証明書、マイナンバーカード（表面）等

－２点以上の提示が必要なもの（次の 1．から２点、または 1．と 2．から１点ずつ、氏名と現住所が確認できるもの）

①健康保険証、介護保険証、年金手帳、住民基本台帳カード（写真なし）など官公署発行の顔写真のない資格証明書、
②学生証、社員証等法人が発行した身分証明書等

4．法人会員であって登記登録を希望する申込については、利用希望者は登記利用申請書および所定の必要書類を提出し、産業振興センターより承認を受ける必要があります。原則として利用希望者および産業振興センターのスタッフとの面談を行います。

（必要書類）　※既に他所にて登記済みの場合

・履歴事項全部証明書（3か月以内に発行のもの。コピー可。）
・事業内容がわかる書類
・申込者の本人確認書類
－１点の提示でよいもの（現住所、顔写真、氏名が載っているもの）
運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真付き）など官公署発行の顔写真付資格証明書、マイナンバーカード（表面）等
－２点以上の提示が必要なもの（次の 1．から２点、または 1．と 2．から１点ずつ、氏名と現住所が確認できるもの）
①健康保険証、介護保険証、年金手帳、住民基本台帳カード（写真なし）など官公署発行の顔写真のない資格証明書等
②学生証、社員証等法人が発行した身分証明書等

（必要書類）　※これから登記する場合

・事業予定内容がわかる書類
・申込者の本人確認書類
－１点の提示でよいもの（現住所、顔写真、氏名が載っているもの）
運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真付き）など官公署発行の顔写真付資格証明書、マイナンバーカード（表面）等
－２点以上の提示が必要なもの（次の 1．から２点、または 1．と 2．から１点ずつ、氏名と現住所が確認できるもの）
①健康保険証、介護保険証、年金手帳、住民基本台帳カード（写真なし）など官公署発行の顔写真のない資格証明書等
②学生証、社員証等法人が発行した身分証明書等
・他、登記完了後、30日以内に履歴事項全部証明書を提出すること。
※期間内に履歴事項全部証明書を提出しない場合、登記利用申請を取り消します。

5．会員登録証を紛失し、または汚損した場合は、再交付の手続きを行うにあたり、本会員は所定の必要書類を産業振興センターへ届け出てください。
6．会員登録期限は登録年度を含む 3 年度間です。登録の有効期間の満了後も引き続き登録をしようと

する場合は、登録の有効期限の１か月前までに更新の手続きを行ってください。登録した内容の変更があった場合は、所定の必要書類を届け出てください。

７．利用状況等により、産業振興センターが必要と判断するときは産業振興センターの利用受付を停止することができるものとします。

８．登録の要件を満たさなくなった場合、産業振興センターは会員資格を取り消すことができるものとします。

９．利用申請は、特に必要と認めるものが利用するときは、規定に依らないことができるものとします。

（会費および機器の利用料の支払い）

第４条

１．会費のお支払いについては以下の通りです。

（ア）法人会員（登記あり）、法人会員（登記なし）、個人会員（定期会員）の場合は、産業振興センターが発行する請求書に基づきお支払いください。

支払い期日は原則として前月末日とします。

また、毎月１日～１５日までの登録申し込みの場合は翌月１日より、毎月１６日～末日までの登録申し込みの場合は翌月１６日より登録となります。１６日より登録となった場合は、初回のみ、前日の１５日を支払い期日とし、２回目以降は原則として前月末日を支払い期日とします。

いずれの場合も支払い期日当該日が土日祝日等の金融機関の休業日に該当する場合は、その１営業日前に支払うものとします。

振込払いの場合、振込手数料は会員負担となります。

（イ）個人会員（非定期会員）の場合は、利用開始前に産業振興センターの受付にて、自動券売機による支払い、電子決済、現金支払いのいずれかにてお支払いください。

時間利用（1 時間単位で本施設を利用可能）、1 日利用（一日、本施設を利用可能）ともに、利用開始前にお支払いください。利用開始時および利用開始後に受付にて記帳してください。

２．機器利用料のお支払いについては、予約管理システムにおける電子決済、あるいは、産業振興センター受付にて、電子決済、自動券売機による支払い、現金支払いのいずれかにて利用開始前にお支払いください。

３．本支払期日までに会費および機器利用料のお支払いが確認できない場合、確認がとれるまでの間、会員の権限を停止させていただきます。

４．限度額の設定によっては、クレジットカードがご利用いただけない場合がございます。

５．会員からのご依頼がない限り領収書は発行いたしません。また、発行する領収書は入金の確認が取れたものに限ります。

６．窓口のクレジットカード決済にてお支払い頂く場合、領収書の発行は原則的に窓口にて支払時に依頼いただいた場合のみ対応可能となります。後日の領収書発行は対応しかねます。

７．コワーキングスペースおよびビジネスサポートファクトリーの利用料金は別表に定めるとおりとします。

８．機器利用に要する材料費は、別途販売することがあります。
９．利用予約された機器が故障あるいはメンテナンスの必要性が生じた場合、産業振興センターは予約を取り消すことがあります。
１０．会費の金額は以下の通りとします。（税込表記）

① 法人会員（登記あり） 23,400 円/月
② 法人会員（登記なし） 18,000 円/月
③ 個人会員（定期会員） 18,000 円/月
④ 個人会員（非定期会員） 1,800 円/日（1 日利用の場合）
450 円/時（時間利用の場合）

（ア）時間利用について、1 日当たりに掛かった利用料が 1,800 円を超える場合、1,800 円を上限とします。
（イ）法人会員について、1 社あたり定期利用登録出来る人数の上限は設けませんが、同時にコワーキングスペース及びビジネスサポートファクトリーに入室可能な人数は 1 社あたり最大 6 名までとなります。
登記ありの場合、最初の 1 名分については 23,400 円/月とし、2 人目以降は 1 人あたり 18,000 円/月が掛かります。

登記を希望する法人会員は、ポスト付きロッカーを別途申し込む必要があります。
本会員がポストおよびロッカーを利用する場合、あるいはコワーキングスペース内に設置する印刷機等を利用する場合、別途費用が発生します。

１１．本会員は第三者に対して会員の権利を譲渡することはできません。
１２．登記は、法人登記を認めるものとします。個人事業主の登記は認めません。
１３．法人会員（定期あり）は、登記申請において、住所を「東京都港区芝五丁目三十六番四号　札の辻スクエア 9 階」と記載して下さい。

（利用拒否）
第 5 条
次に掲げる団体またはそれに関連する個人に対して、産業振興センターは会員登録および当施設の利用を拒否することができるものとします。また、会員資格を取り消すことができるものとします。
（１）法令に反する事業を行う者および反する恐れのある事業を行う者
（２）公序良俗に反すると産業振興センターが判断した者
（３）性風俗関連の事業を行う者
（４）暴力団関係者およびそれに関する事業を行う者
（５）その他、産業振興センターが不適当と認める者や団体

（変更手続き、退会手続き、継続手続き）
第 6 条
１．法人会員（登記あり）、法人会員（登記なし）、個人会員（定期会員）が、利用の承認事項の変更を行う場合、あるいは登記登録の変更を行う場合等について、下記の手続きをもって利用区分の変更

あるいは退会処理を行います。

（ア）法人会員（登記あり）の場合、登記利用承認変更・取り消し申請書をご提出ください。その後、コワーキングスペース・ビジネスサポートファクトリー定期利用・登記利用承認取消等通知書を交付します。

（イ）定期利用の会員の場合、定期利用承認変更・取消申請書をご提出ください。その後、コワーキングスペース・ビジネスサポートファクトリー定期利用・登記利用承認取消等通知書を交付します。

（ウ）個人会員（非定期会員）の場合、会員情報変更・取消申請書をご提出ください。その後、会員情報変更・取消通知書を交付します。

（エ）定期利用を受けた個人会員若しくは法人会員又は登記利用の承認を受けた法人会員が、利用の承認事項のうち、利用期間の変更をしようとするときには、定期利用承認変更・取消申請書又は登記利用承認変更・取消申請書を提出し、変更後の定期利用承認・不承認通知書、登記利用承認・不承認通知書を交付します。

２．退会の際は、会員証等の貸与品を受付にご返却ください。

３．法人会員（登記あり）の会員が登記変更を行った場合、登記変更を行った 30 日以内に、産業振興センターへ変更後の履歴事項全部証明書を提出しなければなりません。

４．法人会員（登記なし）、個人会員（定期会員）が産業振興センターから承認を受けた利用期間を満了し利用の継続申請を行う場合、利用期間満了月の 20 日迄に定期利用申請書をご提出ください。その後、定期利用期間承認・不承認通知書を交付します。法人会員（登記あり）が産業振興センターから承認を受けた登記利用期間及び定期利用期間を満了し利用の継続申請を行う場合、利用期間満了月の 20 日迄に登記利用申請書及び定期利用申請書をご提出ください。その後、登記利用承認・不承認通知書及び定期利用承認・不承認通知書を交付します。

（本施設内の機器および貸スペースの利用申し込み）

第 7 条

１．ビジネスサポートファクトリーの機器利用を希望する本会員は、予約が必要な機器の利用を希望する場合、予約管理システムによって予約をするものとします。

２．コワーキングスペース内の会議室及び９階フリースペース会議用テーブルの予約は、予約管理システムによって予約をするものとします。利用可能時間は 120 分を上限とします。

３．コワーキングスペース内の会議室について、予約開始時間から利用の開始が遅れた場合でも、予約終了時間の延長には対応致しません。

４．コワーキングスペース内について、予約が必要なことが明示された席あるいはスペースについては、本会員は指示に従って予約行為を行うこととします。

５．事前の予約行為をせずに、予約が必要な機器を利用した場合は、本規約に定める本会員の責務に違反したものとみなします。

（利用時間）

第 8 条

１．本施設の利用時間は、平日および土曜日および祝日（月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日にある場合）は午前９時から午後２１時３０分まで、日曜日および祝日（日曜日にある場合）は午前９時から午後１７：００時までとします。ただし、休館日を除きます。
２．機器利用のための準備および片付けに要する時間は、利用時間に含まれるものとします。

（利用の制限）
第 9 条
１．15 歳未満で中学生以下の方の利用は、産業振興センターが主催するイベントへの参加を許可した場合等のみ可能とします。この場合、必ず成人の保護者同伴が必要です。
２．産業振興センターが主催するイベントを開催する場合等で、管理運営上必要と認めた場合、産業振興センターは本会員の本施設の全部または一部の使用を制限することができるものとします。この場合、産業振興センターは本会員に対して事前にホームページや産業振興センター窓口等において告知するものとします。
３．前項の規定にかかわらず、産業振興センターは、下記の事由により、事前の告知をすることなく、本会員の本施設の全部または一部の使用を制限することができるものとします。
① 設備の保守、点検、修理等を行う緊急の必要が生じた場合
② 火災、停電等の事故により本会員へのサービスの提供ができなくなった場合
③ 天変地異、テロ等により本会員へのサービスの提供ができなくなった場合
④ 産業振興センターが一般向け施設見学会等のイベントを施設内で実施する場合
⑤ その他、やむを得ない事由により本会員へのサービスの提供ができなくなった場合

（利用の拒否）
第 10 条
産業振興センターは、利用者が下記の事項のいずれか一つにでも該当すると判断した場合は、利用者に対し本施設の利用を承諾しないことができるものとします。
（ア）利用者が本施設の利用に際して、故意過失の有無にかかわらず、他人名義や架空名義の利用、虚偽記載、誤記など事実と異なる記載がある場合または署名欄に記入漏れがある場合
（イ）利用者の使用目的、利用方法が国内法令等に抵触するおそれがある場合
（ウ）産業振興センターに支払うべき利用料金を利用者が滞納しているとき（コワーキングスペース及びビジネスサポートファクトリー定期会員及び登記会員においては、２か月間定期利用料金の支払いが無い場合、定期利用承認及び登記利用承認を取り消すこととします。）
（エ）利用者がビジネスサポートファクトリーに設置する機器およびコワーキングスペース内の貸スペースを予約後に、利用者の都合により利用を行わないことが複数回行われた場合
（オ）利用者の持ち込み品が人体や環境等に悪影響を及ぼすと判断される場合
（カ）利用者が本施設内に設置する図書、雑誌、機材、備品等を盗難した場合
（キ）他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれのある者と判断される場合
（ク）マルチ商法、政治活動、宗教活動等を施設内で実施した場合
（ケ）泥酔によりセンターの施設の利用ができない状態にあると認められる場合

（コ）騒音、振動、臭気が発生する行為ならびに物品の持ち込みを行ったと認められる場合
（サ）産業振興センターの施設内において、許可なく物品の販売その他の営業行為をする場合
（シ）施設内において産業振興センターの許可なく看板、ポスター等の広告物を張る等の行為
（ス）利用者が動物を持ち込んだと判断する場合（産業振興センターが許可した盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く）
（セ）利用者が施設の運営に影響を及ぼしうる大容量の電力、あるいは施設に付帯する Wi-Fi を用いた大容量データ伝送を行うと判断した場合
（ソ）特別な事由（天変地異等）を除き、利用予定日の当日あるいは前日に機器の予約をキャンセルした場合
（タ）その他、産業振興センターが利用者の行為を不適切または不適当と判断した場合

（ポストおよびロッカーの利用）
第 11 条
1．定期会員（登記あり）およびに対して、先着順でポスト付きロッカーを貸し出します。仕様は以下の通りです。

利用可能な会員	設備	サイズ（単位:cm）	仕様	設置場所	台数	利用単位	料金（税込）	備考
定期利用（個人会員/法人会員）	縦型ロッカー	H165 W15 D48	ダイヤル式	ビジネスサポートファクトリー	20台	1か月	800円	
法人会員・登記ありの会員	（A）ポスト付大型ロッカー	H52 W41 D41	鍵式	ビジネスサポートファクトリー	18台		1,000 円	郵送受付可能なサイズは「幅 27cm×高さ 3 cm 」です。
	（B）ポスト付電源ロッカー	H32 W40 D40	ダイヤル式	コワーキングスペース	80台		1,000円	郵送受付可能なサイズは「幅 34cm × 高さ 2.5cm」です。

2．会員宛の郵送物が届いた場合、産業振興センターは郵送物を当該会員が利用するポスト付きロッカーに投函するとともに、産業振興センターから会員に対して郵送物が届いた旨、通知します。
3．退会後に配達された郵便物に関して、1 ヶ月以内にお引き取り頂けない場合は処分いたします。
4．危険物の郵送は受け取りできません。

（産業振興センターの責務）
第 12 条
1．産業振興センターは、善良なる管理者の注意をもって、利用予約がされた機器が、正常に機能する

よう整備することとします。
２．災害および救護が必要な事態が発生したとき、産業振興センターは必要な措置を行います。
３．産業振興センターは、本会員から提出された会員情報について、本会員の書面または電子データ書類による事前同意なしには、会員へのサービスおよびご案内以外の目的に使用せず、かつ第三者に開示または漏洩をいたしません。

（入退室用 IC カード）
第 13 条
１．産業振興センターは、本施設内に入室するための IC カードを本会員へ来館時に貸し出すこととします。本会員は退館時に産業振興センターへ返却することとします。
２．本会員は、IC カードを紛失、破損、汚した場合、産業振興センターへ賠償することとします。

（飲食、飲酒、禁煙、ゴミの取り扱い）
第 14 条
１．飲食は、コワーキングスペース内の限られたエリアでのみ、臭いがきついなど他の本会員に迷惑になる可能性のある飲食を除き、可能とします。ビジネスサポートファクトリー内での飲食は禁止します。
２．飲酒は、コワーキングスペース内において、産業振興センターが飲酒を認めると掲示した時間帯、場所のみ、可能とします。
３．施設内は禁煙とします。
４．本施設内で生じたゴミは、本施設内に設置するゴミ箱に捨てることとします。
家庭内あるいは 10 階・11 階の貸施設において発生したゴミは持ち帰りとなります。

（機器の利用）
第 15 条
１．機器は各機器に明示された所定の利用方法、利用基準に従ってご利用ください。従わずに利用して損害が発生した場合、利用者はその責を負います。機器を利用して得られた制作物について、産業振興センターは責任を負いません。
２．機器利用にあたっては、本規約、ならびに機器毎に定める取り扱い説明および産業振興センターの担当者の指示に従い、注意をもって取り扱うものとします。
３．本会員は、産業振興センターから機器利用の目的、内容について説明を求められたときは、これに応じなければならないものとします。
４．本会員は、機器利用予約をした本人が機器を利用するものとし、複数人で使用する場合は予約者および使用者全員が本会員であることとし、予約者が責務を負うものとします。機器利用時に予約者が不在かつ第三者に機器利用をさせてはならないものとします
５．本会員は、機器をビジネスサポートファクトリー内において利用するものとし、指定場所から機器を持ち出すことを禁止します。産業振興センター内の施設持ち出し可能の旨が明示された一部の機器については、産業振興センター内の施設に持ち出すことを可能としますが、利用者は産業振興セ

ンターの受付へ事前に申出の上、貸出、返却を行うこととします。
６．事前講習が必要と明示された機器について、本会員は事前講習を実施せずに機器を使用してはいけません。
７．本会員が、機器の分解、改造、設定の変更等することを禁止します。ただし、産業振興センターの承諾を得た場合はこの限りではありません。
８．機器によって利用可能な時間帯を定義しています。多くの方に機器を利用していただく観点から、機器によって会員あたりが 1 日あたりに利用可能な時間数を定義しており、本会員はその時間数内での利用を厳守します。
９．本施設、機器、機器利用状況の撮影行為は、他者に迷惑がかからない範囲でのみ可能とします。撮影を行うことによって他者に迷惑が掛かった場合、そのクレームおよび被害の対応責任は撮影を行った本人が負います。
１０．本会員は、利用時間終了までに機器の状態および設置場所を利用開始の状態（原状）に復して、返還するものとします。原状に復することなく返還を行った場合、本会員は、産業振興センターが原状の回復に要した時間を利用時間とみなし、当該利用時間分の料金相当額を請求する場合や、利用の規制または停止をする場合があります。
１１．本会員は、機器利用に関して自身が持ち込んだデータを用いる場合、機器に付帯するパソコン等情報端末・サーバ等に対してメモリースティック等を接続し、利用します。利用終了後、機器に付帯するパソコン等情報端末・サーバ等にデータが残る場合、必ず消去します。データが残ることによる責任は産業振興センターは一切責任を持たないこととします。特定の機器の利用方法に関して、機器に付帯する説明資料内にデータの取り扱いの明示があった場合、本項より明示内容を優先します。
１２．本会員は、機器を利用した制作、データの収集、データの加工等を行うに際し、著作権、肖像権、知的財産権等の権利について十分に注意を行うとともに、自らが責任を持つことと、産業振興センターは責任を負いません。
１３．本会員は、予約が必要な機器について、機器ごとに設定された予約申込期限までに予約申込みを行うこととします。予約申込期限を過ぎた申し込みは受け付けられません。予約申込期限は、機器の利用状況、混雑状況、機器の整備状況等に応じて産業振興センターは事前の予告なく設定変更を行います。

（本会員の責務）
第 16 条
１．本会員は、本施設を利用するにあたり、産業振興センターの指示に従うものとします。
２．本会員は、私物、所持品、貴重品などにおいて、自らの責任をもって管理するものとします。なお、盗難などの損害が発生しても、産業振興センターは一切責任を負いません。
３．本会員の故意または過失による施設、備品、機器の毀損、汚損、変質その他事故が発生した場合、産業振興センターまたは第三者に生じた損害の賠償責任は利用者が負うものとします。
４．本会員が、機器の分解、改造、設定の変更等することを禁止します。ただし、産業振興センターの承諾を得た場合はこの限りではありません。

（損害賠償）

第 17 条

本会員が故意または過失により、産業振興センターまたは他の会員等に損害を与えた場合は、これにより生じた一切の賠償をしなければなりません。

（個人会員の減免措置）

第18条

１．個人会員のうち、区内に住所を有する者で、障がい者が利用するとき、障がい者およびその介護者（特に必要と認める場合を除き、１人に限る。）に対して会費を減免することがあります。

２．その他、産業振興センターが特に必要と認めるとき、個人会員に対して会費の減額又は免除を行うことがあります。

（利用料金の還付）

第19条

１．会員利用に係る利用料金を還付する場合及びその額は、次のとおりとします。

（ア）定期利用の利用承認期間の前日までに定期利用承認変更・取消申請書又は登記利用承認変更・取消申請書を提出いただき、特別の理由があると認めるときは、利用を開始する月の月分の変更後の利用料金との差額を還付します。

（イ）定期利用の利用承認期間の初日から利用承認期間が満了する月の前月の末日までに定期利用承認変更・取消申請書又は登記利用承認変更・取消申請書を提出し、特別の理由があると産業振興センターが認めるときは、届け出た日の翌月以後の月分の変更後の利用料金との差額を還付します。

（ウ）災害その他の事故により、産業振興センターの施設が利用できなくなったときは、利用できない期間に応じて日割計算により算出した額を還付します。

（エ）前３号に掲げるもののほか、産業振興センターが必要と認めるときは、利用できない期間等を考慮して産業振興センターが相当と認める額を還付します。

（オ）日割計算は、１月を３０日として算出し、算出した額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

（カ）日割計算を必要とすると判断したときは、前項の規定を準用します。

２．ビジネスサポートファクトリーに設置する機器のうち、予約が必要な機器の利用に関して、予約は利用予定日の24日前から受け付けます。予約のキャンセルは、原則として（天変地異等の特別な事由を除く）利用予定時間の48時間前まで受付を行います。予約のキャンセルを行った場合、全額還付します。

（反社会勢力の排除）

第 20 条

１．本会員は、相手方に対し次の各号の事項を確約するものとします。

（ア）自らまたは本会員が所属する企業および団体における役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」）ではないこと。

（イ）反社会勢力に自己の名義を利用させ、本会員登録を締結するものではないこと。

２．本会員は、本施設の利用にあたり、本施設を反社会的勢力の事務所やその他の活動拠点に供してはなりません。また、本施設に反社会的勢力の構成員または関係者を入室させ、またはこれを容認するなど、反社会勢力に本施設の全部または一部を占有または利用させてはなりません。

３．本会員が、第 1 項または第 2 項に違反した場合、産業振興センターは書面で通知を行うことにより何等の催告なしに会員登録の解除をすることができるものとします。また、産業振興センターが第 1 項に違反した場合、本会員は書面で通知を行うことにより何等の催告なしに会員登録を解除できるものとします。

（会員の守秘義務）

第21条

１．契約期間中に本会員が、他の会員の秘密情報を知ってしまった場合、本会員は、善良な管理者の注意をもってその秘密情報を厳重に秘匿する義務を負い、SNSや、自身のホームページやブログなど、一切のネット上あるいはその手段の如何によらず、第三者に開示しまたは漏洩、公開若しくは利用してはなりません。もし本会員が本項規定の内容に反した場合に発生した事案の一切に対し、産業振興センターはその責任を負いません。

２．本会員は、裁判所や官公庁などの公的機関より産業振興センターの秘密情報の開示を要求された場合、直ちに産業振興センターに通知し、法的に開示を拒めない場合は、当該秘密情報を開示することができます。またその場合、本会員は、当該秘密保持情報の機密性を保持するための最善の努力をするとともに、産業振興センターに対し当該秘密情報を保護するための合理的手段をとる機会を与えなければなりません。

３．本会員は、秘密情報について、複製、複写等の行為を行なってはなりません。

（免責事項）

第22条

次に掲げる事由により本会員が被った損害について、産業振興センターは責任を負わないものとします。

（ア）地震、水害等の天変地異や火災、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、IT インフラ等通信設備やその他諸設備の不調や故障および偶発事故、その他産業振興センターの責めに帰すことのできない事由

（イ）本施設の造作および設備等の維持保全のために行う保守点検、修理等による損害

（ウ）本会員が他の会員やその他の第三者の行為により被った損害

（規約の遵守）
第23 条
本会員は、本規約を厳守し、産業振興センターのスタッフの指示に従うものとします。

（準拠法および管轄裁判所）
第24 条
本規約の解釈・適用は、特段の定めのない限り、日本国法に準拠するものとします。また、本規約に関し紛争が生じたときは、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の唯一の管轄裁判所とします。

（規約外事項）
第 25 条
本規約に定めのない事項および管理運営上必要な事項は、産業振興センターがこれを定めるものとします。

（規約の改訂および効力）
第 26 条
産業振興センターは、本規約および本施設の運営に関する事項を予告なく改訂することができるものとし、その効力は全ての本会員に及ぶものとします。

（契約の留意点）
第 27 条
1. 本契約は建物賃貸借契約に該当せず、借地借家法の適用を受けません。
2. 本会員は、賃借権が発生しないことを予め同意したものとします。

附則 本規約は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
令和 4 年 10 月 1 日改定